



## お知らせ

平成25年 9月24日

資料提供先 : 鳥取県政記者クラブ  
鳥取市政記者クラブ

# 千代川の河道内樹木伐採の希望者を募集します。

～伐採木を無償でお持ち帰りいただけます～

(薪・園芸等の材料・きのご栽培などに使用してみませんか?)

国土交通省 鳥取河川国道事務所では更なる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、平成22年度より河川管理者が伐木予定の千代川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐採木を無償で持ち帰って頂く試みを実施しています。

昨年度の取組みでは24組の伐採希望があり、約360万円(伐採・運搬・処分)のコスト縮減を行うことが出来ており、今年度も引き続き樹木伐採の希望者の募集を実施することとしました。公募の内容については下記のとおりです。

### 記

- 公募期間 : 平成25年10月 1日(火) ～ 平成25年10月31日(木)
- 公募内容 : 伐採場所 : 鳥取市河原町布袋 地先  
伐採面積 : 1区画当たり約400m<sup>2</sup>程度 (全22区画程度)  
※ お一人につき応募区画数は1区画を予定
- 応募資格 : 鳥取県内に在住の方(個人・法人・地方自治体等、制限なし)
- 申込方法 : 応募用紙に必要事項を記入の上、下記の申込み窓口へ郵送・FAX・メールにて送付していただくか、ご持参ください。  
応募用紙・詳細については、鳥取河川国道事務所のホームページをご覧ください。
- 伐採時期 : 平成25年11月25日(月) ～ 平成25年12月20日(金)
- 申込み窓口 : ○〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地  
国土交通省 鳥取河川国道事務所 工務第一課  
TEL:0857-22-8435 FAX:0857-29-1859  
メールアドレス: info-tottori@cgr.mlit.go.jp  
○〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1  
国土交通省 鳥取河川国道事務所 河原出張所  
TEL:0858-85-0517 FAX:0858-85-2162

### ○問合せ先

国土交通省 中国地方整備局 鳥取河川国道事務所

【担当】 副 所 長 川本 洋次郎

工務第一課長 岩田 学

TEL:(0857)22-8435(代表)

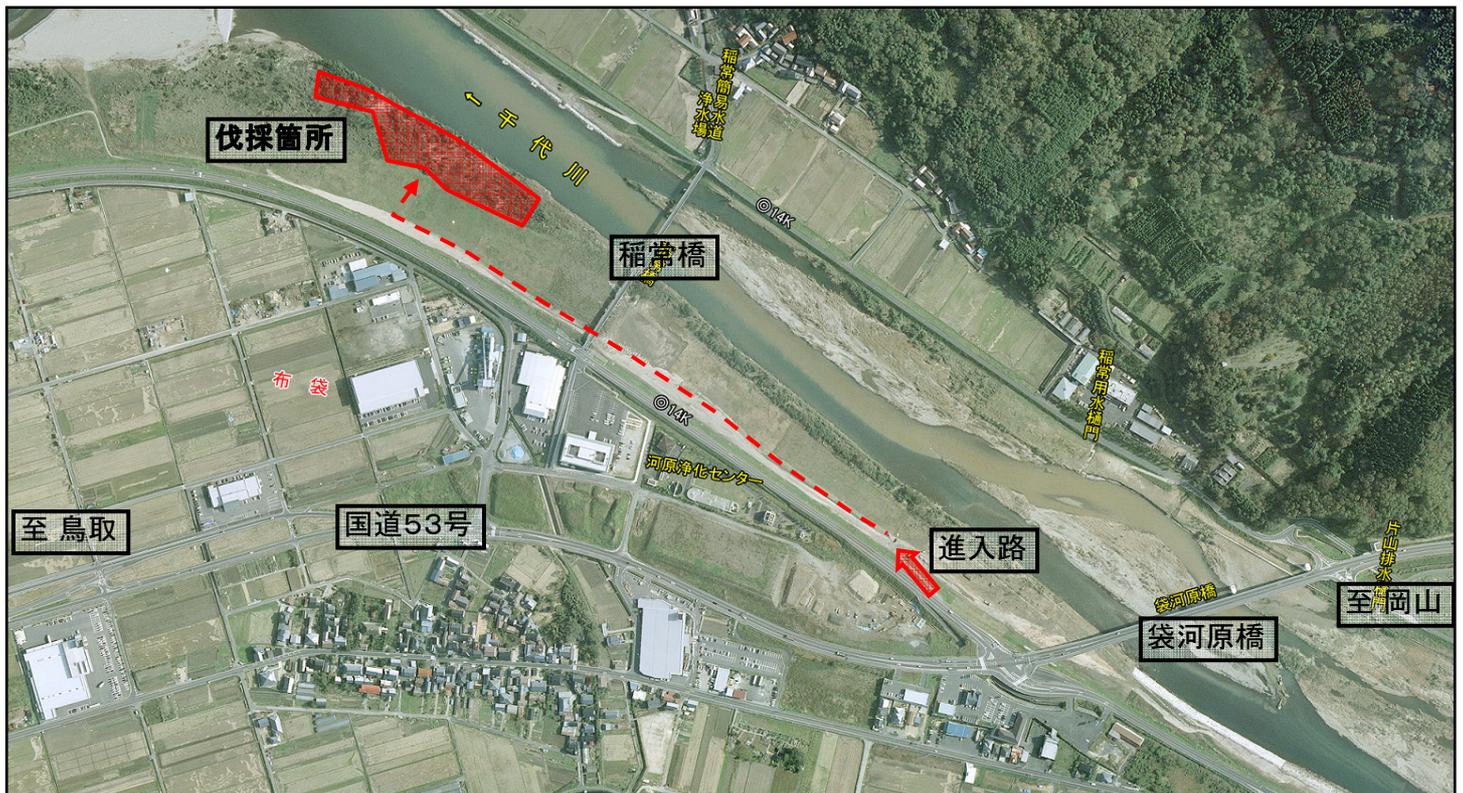
FAX:(0857)29-1819

HP :<http://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/>

# 樹木の伐採を希望する方を募集しています！

－ 伐採樹木は無償でお持ち帰りいただけます －

薪・園芸等の材料・きのご栽培に使用してみませんか？



公募期間：平成25年10月1日（火）～平成25年10月31日（木）

応募資格：鳥取県内に在住の方

応募方法：応募用紙に必要事項を記入の上、郵送・FAX・メールにて送付いただくか、窓口へご持参ください。

伐採箇所：鳥取市河原町布袋地先

主な樹木：ヤナギ・クルミ等（主としてヤナギ）

## ■応募・問合せ窓口

○国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 工務第一課

〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地

TEL:0857-22-8435 FAX:0857-29-1859

○国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所 河原出張所

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1

TEL:0858-85-0517 FAX:0858-85-2162



# 公 募

千代川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。

【伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。】

平成 25年 10月 1日

中国地方整備局  
鳥取河川国道事務所長

## 1. 目 的

千代川の河川内にはヤナギ等の樹木が繁茂しており、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、鳥取河川国道事務所では計画的に河川内の樹木伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応が出来ているとは言えない状況です。

千代川では平成22年度より、さらなる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を目的に、河川管理者が伐採予定の千代川の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂く試みを実施しており、今年度も実施いたします。

## 2. 対象場所

お一人につき応募区画数は1区画当たり約400m<sup>2</sup>程度を予定しています。

なお、区画数については、応募状況を踏まえ、可能ならば増加の可能性もあります。

場所は別紙位置図に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。※別紙、現場の位置図あり。

場所：鳥取市河原町布袋 地先

(稲常橋から下流の千代川左岸河川敷)

伐採面積：1区画400m<sup>2</sup>程度の区画を計22区画程度

現地に関する問合せ先：鳥取河川国道事務所 河原出張所

〒680-1241 鳥取市河原町長瀬 56-1

電話(0858)85-0517 FAX(0858)85-2162

### 3. 伐採対象樹木

基本的に区域内の樹木としますが、「この木は野鳥保護のため伐採しないように」との明示がある樹木については対象外としますので、決して伐採しないようにお願いします。

### 4. 現地状況

- ・ 樹木の状況：ヤナギ、クルミ、ネムノキ（ほとんどがヤナギ）を主とする樹林で、胸高直径 5cm～20cm 程度のものが多く、1 区画内に 10～20 本程度生えています。
- ・ 運搬路：伐採箇所まで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

### 5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件に従って実施してください。

#### (1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂き、河川管理者が処分を行います。

#### (2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一危害を及ぼしたときは伐採資格者が賠償責任を負うものとします。

#### (3) 伐採時期

公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、所要の手續等が完了後、各自の区画について平成25年11月25（月）～平成25年12月20日（金）の期間内に実施して頂きます。

具体的な日程等は、河原出張所と協議して頂きます。

#### (4) 伐採実施時間

8時から17時とします。土日祝日も可能です。但し、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

## (5) その他

- 1) 事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、伐採資格者自らが適切な対応を行うこと。その対応後、速やかに河原出張所へ報告してください。
- 2) 河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。
- 3) ゴミ等を出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- 4) 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。
- 5) 伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。

## 6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、鳥取県内に住所を有する方に限ります。

## 7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先し、その他については原則として鳥取河川国道事務所が抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。抽選結果について不服申し立ては認められません。

## 8. 申し込み方法

**別紙ー1「応募用紙」**に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出してください（郵送、FAX、メール、持参可）。

応募者には、簡単な**別紙「アンケート」**への協力をお願いしたく、応募用紙と併せて提出してください。

\*応募者の個人情報は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

- (1) 応募受付期間：平成25年10月 1日（火）から平成25年10月31日（木）  
なお、持参する場合は平日の9時00から17時00までとする。

- (2) 応募受付場所：中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 工務第一課  
〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地  
電話(0857)22-8435 FAX(0857)29-1859

中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 河原出張所  
〒680-1241 鳥取市河原町長瀬56-1  
電話(0858)85-0517 FAX(0858)85-2162

## 9. その他

- ・ 応募者はやむを得ない事由が発生した場合はいつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります、その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用の補償はしません。また、伐採資格者に原形復旧等の措置を求める場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。

**・ 伐木資格者の方が、伐木されなかった木があった場合は、国土交通省で伐木をします。後日、ご希望の方に無料で配布する予定です。**

# 応 募 用 紙

平成 年 月 日

中国地方整備局  
鳥取河川国道事務所長 殿

住 所

氏 名

代表者

平成25年10月 1日付けで公募されました、千代川の河川敷地内における樹木伐採について応募します。

1. 伐採木の使用目的

2. 応募者の連絡先

電話番号：

F A X：

メールアドレス：

4. 伐採作業をする期間

平成25年11月 日から平成24年12月 日まで

※アンケート用紙と合わせて提出いただきますようご協力お願いします。

## 千代川の河道内樹木伐採者公募に関するアンケート

※選択肢があるものは番号に○を、それ以外の回答は( )内へ具体的に記入して下さい。

問1	◎今回の応募は初めてですか。 ①初めて ②前回も応募した ③知らなかった
問2	◎公募についてどのように知りましたか？ ①インターネット ②新聞記事 ③自治体広報 ④口コミ ⑤その他( )
問3	◎応募の目的は何ですか？ ①材木が欲しい ②治水目的に協力したい ③環境を良くしたい ④その他( )
問4	◎伐木の利用目的は何ですか？ ①薪 ②キノコ栽培 ③ガーデニング ④建材 ⑤その他( )
問5	◎実際に伐採作業を行うのはどなたを予定していますか？ ①自分、家族 ②業者に頼む ③その他( )
問6	◎どのくらいの材木が欲しいですか？ ①材木量として軽トラック( )台分くらい ②その他( )
問7	◎希望する樹木の種類は何ですか？ ①ヤナギ類 ②ウルシ類 ③竹類 ④なんでもよい ⑤その他( )
問8	◎対象樹木の大きさはどの程度が適当ですか？ ・幹の太さ：①5cm程度 ②10cm程度 ③20cm程度 ④その他( )cm程度
問9	その他、ご意見等がございましたらなんでも自由にお書き下さい。

【記入者名 \_\_\_\_\_】

ご協力ありがとうございました。

※アンケートの内容は今後の公募伐木にあたっての参考資料のために使用し、その他の目的には使用いたしません。